

長岡市職員の懲戒処分等の公表基準

平成19年4月1日制定

平成23年10月27日改正

1 目的

この基準は、地方公務員法の規定に基づく懲戒処分を行った場合の処分内容等を公表することにより、市民に信頼される公正で透明な市政の確立とともに公務員倫理の保持の徹底と不祥事の発生を未然に防ぐことを目的とする。

2 公表対象

- (1) 地方公務員法に基づく懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）
- (2) 地方公務員法に基づく刑事事件に関し起訴された場合の分限休職処分

3 公表内容

事案の概要、処分内容及び処分年月日並びに所属、職名等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを基本として公表する。

また、懲戒免職の場合は、原則として被処分者の氏名も公表し、それ以外の社会的に及ぼす影響が重大である場合も被処分者の氏名を公表することがある。

4 公表の例外

被害者及びその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等においては、公表内容の一部又は全部を公表しないこととする。

5 公表時期

懲戒処分等を行った後、速やかに公表するものとする。ただし、速度超過等の交通法違反（人身事故、物損事故及び措置義務違反を伴わないものに限る。）に係る減給処分及び戒告処分については、第3項の規定にかかわらず、事案の概要及び処分内容を一括して毎年10月に公表するものとする。

6 公表方法

原則として、市のホームページへの掲載及び報道機関等への資料提供によるものとする。

7 適用期日

平成19年4月1日以降の懲戒処分等から適用する。

改正後の基準は、平成23年10月27日以降の懲戒処分等から適用する。